京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第19号)

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)

京都市市民スポーツ会館及び同施設内会議室について,市民のスポーツ施設の利用促進を図るため,開館時間を延長し,その使用料を設定する必要があるため,次のとおり改正することとしました。

1 開館時間の延長

現 行	改正案
午前9時から午後9時まで	午前8時から午後10時まで

2 開館時間の延長に伴う使用料の追加設定

従前設定した「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後5時30分から午後9時まで」及び「午前9時から午後9時まで」の料金設定を残したまま,新たに以下の料金設定を追加する。

			京都市体育館の競技場の全面と併用する場合					
	区	分	アマチュアスポーツ	その他				
		午前8時から正午まで	円 8,800	円 23,800				
		午後5時30分から午後 10時まで	21,000	62,000				
	休 日 等	午前8時から午後10時 まで	41,800	120,800				
		午前8時から午後9時 まで	36,800	106,800				
体育室		午前9時から午後10時 まで	40,000	119,000				
		午前 8 時から正午まで	7,500	18,500				
		午後5時30分から午後 10時まで	17,000	49,000				
	その他の日	午前8時から午後10時 まで	33,500	93,500				
		午前8時から午後9時 まで	29,500	82,500				
		午前9時から午後10時 まで	32,000	92,000				

区	分	京都市体育館の競技場 の全面と併用する場合	その他
	午前 8 時から正午まで	円 2,900	円 4,700
	午後5時30分から午後 10時まで	5,000	7,800
第 1 会 議 室	午前8時から午後10時 まで	10,200	18,200
	午前8時から午後9時まで	9,000	17,000
	午前9時から午後10時 まで	9,600	17,600
	午前 8 時から正午まで	1,800	3,000
	午後5時30分から午後 10時まで	3,200	5,000
第2会議室,第3会議室 及び第4会議室	午前8時から午後10時 まで	6,500	11,800
	午前8時から午後9時 まで	5,800	11,100
	午前9時から午後10時 まで	6,200	11,500

備考 「休日等」とは,日曜日,土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は,平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。 平成24年11月9日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 19 号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「午前8時から午後10時まで」に改める。 別表第1体育室の項から第2会議室,第3会議室及び第4会議室の項までを次のように 改める。

LXのる。																			
				円		円	円	円		円		円	E	円 41,800	Е	円 33,500			
	アマチュア スポーツ 体育館	A	8,800	A	7,500			С	21,000	С	17,000	F	36,800	F	29,500				
		スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ		В	7,000	В	6,000	12,000	9,000	D	16 000	D	13,000	G	40,000	G
	競技場 の全面			7,000		6,000			D 16,000	D	13,000	Н	35,000	Н	28,000				
体育	と併用 する場 体育		る場			Α	23,800	Α	18,500			С	62,000	С	49,000	Е	120,800	Е	93,500
室	I	その他		20,000		10,000				02,000		10,000	F	106,800	F	82,500			
						В	22,000	В	17,000	35,000	26,000	D	48,000	D	38,000	G	119,000	G	92,000
					· 		ŕ				40,000		55,555	Н	105,000	Н	81,000		
	その他	全面使用 (1 時間につ き))											1,800		1,500			
		部分使用	別	に定める。															
第1 会議 室	会議と併用する場合		А	A 2,900						С		5,000				10,200			
至						,		2,300		0,000			F	9,000					
			В			2,300			D		3,800		G	9,600		9,600			
	 	-の他										Н	H 8,400						
	COIL		Α			4,700		(7,800		7,800	Е			18,200			
							5,700						F						
			В			4,100			D		6,600		G			17,600			
第2													H			6,500			
会議 室, 第3	と併用する	る場合	Α			1,800		1,500	С	3,200		F							

会議								
室及 び第		-	1,500		,	2,500 -		6,200
4会 議室		В	1,300		D			5,500
	その他		3,000		,	5 000		11,800
		Α	3,000	3,800	С	5,000	F	11,100
			2,700	3,000	,	4,300	G	11,500
		В	2,700		D	4,000	Н	10,800

別表第1備考1中「午前9時から正午」を「午前8時から正午」に改め,「午後5時30分から午後9時」を「午後5時30分から午後10時」に改め,「午前9時から午後9時」を「午前8時から午後10時」に改め,同備考中3を4とし,2の次に次のように加える。

- 3 A欄からH欄までに掲げる額は,それぞれ次に掲げる時間の範囲内において運動公園 の施設を使用した場合について適用する。
 - (1) A欄 午前8時から正午まで
 - (2) B欄 午前9時から正午まで
 - (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで
 - (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
 - (5) E欄 午前8時から午後10時まで
 - (6) F欄 午前8時から午後9時まで
 - (7) G欄 午前9時から午後10時まで
 - (8) H欄 午前9時から午後9時まで 附 則

この条例は,平成25年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)